

開示・監査一本化に関する 会員向けアンケート調査結果

2026年4月2日



日本公認会計士協会

構成

1

アンケート調査の実施概要

2

アンケート調査結果の詳細

- 監査法人(監査チーム単位)

3

アンケート調査結果の詳細

- 公認会計士社外役員ネットワーク(正会員):個人単位

- 組織内会計士ネットワーク(正会員):個人単位

1

アンケート調査の実施概要

2

アンケート調査結果の詳細

- 監査法人(監査チーム単位)

3

アンケート調査結果の詳細

- 公認会計士社外役員ネットワーク(正会員):個人単位
- 組織内会計士ネットワーク(正会員):個人単位

1-1. アンケート調査の実施概要（目的）

- 1 有価証券報告書(以下「有報」)の定時株主総会前開示については、2025年3月に金融担当大臣から「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」が発出され、株主総会の3週間以上前に提出することが最も望ましい旨が示されました。
- 2 この要請を踏まえ、日本公認会計士協会(以下「当協会」)は、会長声明「金融担当大臣要請「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」に対して」を発出し、上場会社等監査事務所に対して、十分な監査期間が確保されることを前提に、上場企業の検討に協力することを期待する旨を示しました。
- 3 さらに、法務省に対して、2025年8月に「上場会社における情報開示の充実化・効率化のための制度整備について(要望)」を発出し、有報を提出している上場会社については、開示書類の重複解消による企業・監査人の実務負担軽減と利用者の利便性向上の観点から、事業報告等の提出を省略することができるようにする旨の会社法改正の要望書を提出しました。
- 4 現在、法務省 法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会において、有報の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直しに関して、金融商品取引法・会社法の開示書類の一本化、監査の一元化等に向けた議論が進められています。
- 5 この動向を踏まえ、当協会が会員の意見を的確に把握し、職業専門家団体としてあるべき提言・意見発信を行うため、監査及び開示に関連する業務に従事する公認会計士を対象にアンケート調査を実施することとしました。

1-2. アンケート調査の実施概要（実施主体）

法人名称

日本公認会計士協会

本部所在地

東京都千代田区九段南4丁目4番1号(公認会計士会館)

法人沿革

1949年 任意団体として創立

1966年 公認会計士法で定める特殊法人化

2004年 特別の法律により設立される特別民間法人化

主な事業

会員の指導・連絡・監督・公認会計士等の登録に関する事務 等

設立根拠

公認会計士法

構成員

会員38,031人※・準会員6,914人（2025年12月31日時点）

※内訳:公認会計士(37,729人)・(外国公認会計士1人)・(監査法人301)

1-3. アンケート調査の実施概要（調査対象・回答率等）

調査対象

（アンケート送付先）

- 登録上場会社等監査人である監査法人(128法人)の監査チーム(3,777社分※)
- 公認会計士社外役員ネットワークの正会員(2,344人)
- 組織内会計士ネットワークの正会員(2,546人)

調査期間

- 2025年12月15日～2026年1月23日

調査方法

- 電子メールを用いた無記名

調査項目

- 次ページ参照

回答率

- 登録上場会社等監査人である監査法人(128法人)の監査チーム(**69.5%** : 2,625社 / 3,777社分)
- 公認会計士社外役員ネットワークの正会員(**17.7%** : 414人 / 2,344人)
- 組織内会計士ネットワークの正会員(**9.1%** : 232人 / 2,546人)

主な略称表記

- 社外 : 「公認会計士社外役員ネットワークの正会員」
- 組織内 : 「組織内会計士ネットワークの正会員」

※ [JPX 日本取引所グループ公表資料「上場会社数・上場株式数」](#) 2025年末:プライム・スタンダード・グロースを合算(外国会社を除く)

1-4. アンケート調査の実施概要（設問一覧：監査法人向け）(1/2)

| 設問 | | 選択肢 |
|-------|--|--|
| Q1 | 所属組織の属性 | 大手監査法人／準大手監査法人／中小監査法人 |
| Q2 | 関与先の上場区分 | 東証プライム／東証スタンダード／東証グロース／その他の市場 |
| Q3 | 関与先の時価総額(東証プライムのみ) | 1,000億円未満／1,000億円以上～5,000億円未満／ 5,000億円以上～1兆円未満／1兆円以上～3兆円未満／3兆円以上 |
| Q4 | 関与先の決算期 | 1月決算～12月決算を選択 |
| Q5-Q6 | 直前事業年度の会社法及び金商法の 監査報告書日付 | 年月日を入力 |
| Q7 | 監査実務への負担感 (直前期の会社法監査日程において、監査時間確保の観点 から監査実務の負担度合い) | かなり負担に感じる／負担に感じる／少し負担に感じる／負担に感じない／ どちらとも言えない／直前期は該当なし |
| Q8 | 監査時間と監査品質への懸念 (現行の会社法監査日程における監査品質への懸念・影響) | かなり懸念がある／懸念がある／少し懸念がある／懸念がない／ どちらとも言えない |
| Q9 | Q8において「かなり懸念がある・懸念がある・ 少し懸念がある」と回答した場合、その主な領域 | リスク対応手続の実施／開示内容の検討／クライアント対応(例:提出された 資料の正確性、資料提出遅延など)／海外子会社の監査人との連携／ 監査調書の作成／監査調書のレビュー／審査／その他 |

1-4. アンケート調査の実施概要（設問一覧：監査法人向け）(2/2)

| 設問 | 選択肢 |
|---|---|
| Q10 開示制度の見直しの方策 (あるべき金商法・会社法の開示書類の一本化等の方向性についての意見)(最善と考えるものを選択) | <ul style="list-style-type: none"> ● 現行の法制度下における一体的開示 ● 現行の法制度下における一体開示 ● 会社法改正による開示一本化(任意適用・強制適用・段階的強制適用) ● わからない |
| Q11 Q10の回答理由 | (自由記述) |
| Q12 開示制度見直しの監査実務への影響 | 監査品質の向上／監査期間の確保による監査時間の平準化／開示書類が1つになることによる監査の効率化／現状の実務と変わらない／企業側にメリットがあると思う／わからない／「一体開示・一本化」を選択していない |
| Q13 有報の総会前開示 (株主総会の3週間以上前)の実施時期 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当年度(2025年12月31日から2026年12月30日に終了する事業年度に実施予定) ● 来年度(2026年12月31日から2027年12月30日に終了する事業年度に実施予定) ● 再来年度(2027年12月31日から2028年12月30日に終了する事業年度に実施予定) ● 実施時期は未定だが将来実施を検討している ● 当面実施する予定はない |
| Q14 Q13「実施予定」を選択した場合、具体的な実施方法 | 有報作成時期の前倒し／株主総会の議決権基準日変更／既に実施／その他(自由記述) |
| Q15 法改正要望書の取りまとめに向けた協会への要望 | (自由記述) |
| Q16 会計監査人の報酬等の決定に関する制度改正要望への賛否 | 制度改正に賛同する／制度改正する必要はない |
| Q17 Q16の回答理由 | (自由記述) |

1-5.【参考】アンケート調査の実施概要（設問一覧：社外役員・組織内会計士向け）(1/3)

| 設問 | | 選択肢 |
|----|--|--|
| Q1 | 回答者の役職等 | 社外役員：監査役・取締役監査委員・取締役監査等委員(以下「監査役等」)／社外取締役／その他 組織内会計士：社外取締役／経理財務担当取締役、執行役員、CFO等／経理部長、課長、グループリーダー等／経理担当者／その他IR担当等 |
| Q2 | 所属組織の上場区分 | 東証プライム／東証スタンダード／東証グロース／その他の市場 |
| Q3 | 所属組織の時価総額（東証プライムのみ） | 1,000億円未満／1,000億円以上～5,000億円未満／5,000億円以上～1兆円未満／1兆円以上～3兆円未満／3兆円以上 |
| Q4 | 有報の総会3週間前開示を推進した方がよいか | そう思う／そう思わない／わからない |
| Q5 | Q4の回答理由 | （自由記述） |
| Q6 | 監査役等に就任されている会員への設問：現行の会社法監査日程における外部会計監査人とのコミュニケーションも含めた監査役監査の負担度合い | かなり負担に感じる／負担に感じる／少し負担に感じる／負担に感じない／どちらとも言えない／わからない(新規のためなど)／「監査役等」ではない |
| Q7 | Q6の回答理由 | （自由記述） |
| Q8 | 有報の総会3週間前開示の実現方法 | 現在の体制での実現は困難である／日程の見直しにより現在の体制で実現できる／業務の改善により現在の体制で実現できる／被監査会社の対応次第で実現できる／どちらとも言えない |
| Q9 | Q8の回答理由 | （自由記述） |

1-5.【参考】アンケート調査の実施概要（設問一覧：社外役員・組織内会計士向け）(2/3)

| | 設問 | 選択肢 |
|-----|-----------------------------------|--|
| Q10 | <p>現行の二元的な開示及び外部会計監査人監査に対する認識</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 会社法の開示が早いことによる開示の量及び質に懸念がある ● 会社法の開示が早いことによる監査品質に懸念がある ● 開示情報の整合性に懸念がある ● 開示及び監査業務の効率性に懸念がある ● その他(自由記述) |
| Q11 | <p>Q10の回答理由</p> | <p>(自由記述)</p> |
| Q12 | <p>開示制度の見直しの方策</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 現行の法制度下における一体的開示 ● 現行の法制度下における一体開示 ● 会社法改正による開示一本化(任意適用・強制適用・段階的強制適用) ● わからない ● その他(自由記述) |
| Q13 | <p>Q12の回答理由</p> | <p>(自由記述)</p> |
| Q14 | <p>開示制度見直しの監査実務への影響</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 監査品質の向上 ● 監査期間の確保による監査時間の平準化 ● 開示書類が1つになることによる監査の効率化 ● 企業側にメリットがあると思う ● 現状の実務と変わらない ● わからない ● 「一体開示・一本化」を選択していない |

1-5.【参考】アンケート調査の実施概要（設問一覧：社外役員・組織内会計士向け）(3/3)

| | 設問 | 選択肢 |
|-----|---|---|
| Q15 | 有報の総会3週間前開示に関する 監査人とのコミュニケーションの状況 | 協議・意見交換をしている／協議・意見交換をしていない |
| Q16 | 有報の総会前開示 (株主総会の3週間以上前)の 実施時期 | <ul style="list-style-type: none"> • 当年度（2025年12月31日から2026年12月30日に終了する事業年度に実施予定） • 来年度（2026年12月31日から2027年12月30日に終了する事業年度に実施予定） • 再来年度（2027年12月31日から2028年12月30日に終了する事業年度に実施予定） • 実施時期は未定だが将来実施を検討している • 当面実施する予定はない |
| Q17 | 「実施予定」を選択した場合、 具体的な実施方法 | 有報作成時期の前倒し／株主総会の議決権基準日変更／決算期の前倒し／ その他(自由記述) |
| Q18 | 法改正要望書の取りまとめに 向けた協会への要望 | (自由記述) |
| Q19 | 会社法における会計監査人の 報酬等の決定に関する制度改正 要望への賛否 | 制度改正に賛同する／制度改正する必要はない |
| Q20 | Q19の回答理由 | (自由記述) |

1

アンケート調査の実施概要

2

アンケート調査結果の詳細

- 監査法人(監査チーム単位)

3

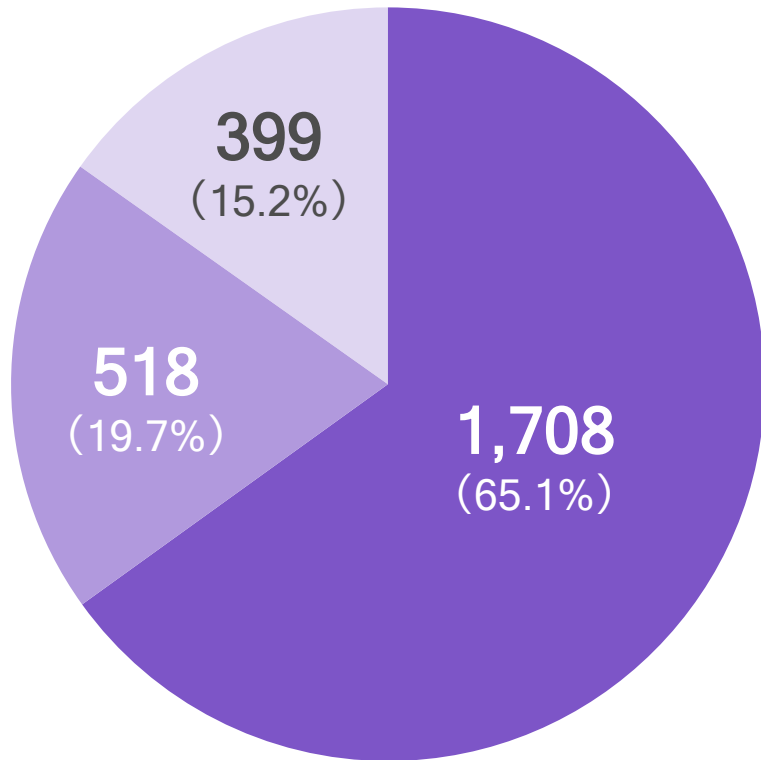
アンケート調査結果の詳細

- 公認会計士社外役員ネットワーク(正会員):個人単位

- 組織内会計士ネットワーク(正会員):個人単位

Q1

所属組織の属性 (必須回答・単一選択)



2,625社の監査チームより得られた回答

| | | |
|---|---------|----------|
| ■ | 大手監査法人 | (1,708社) |
| ■ | 準大手監査法人 | (518社) |
| ■ | 中小監査法人 | (399社) |

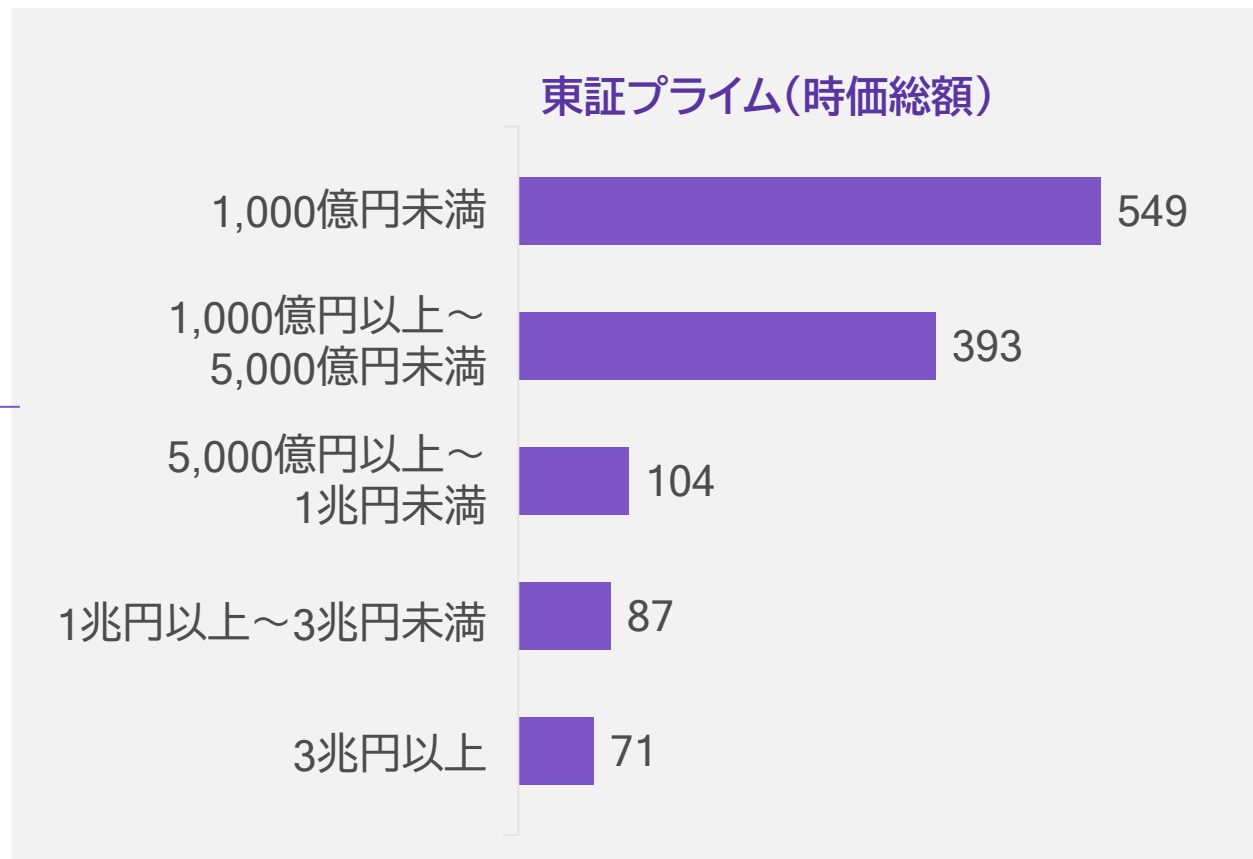
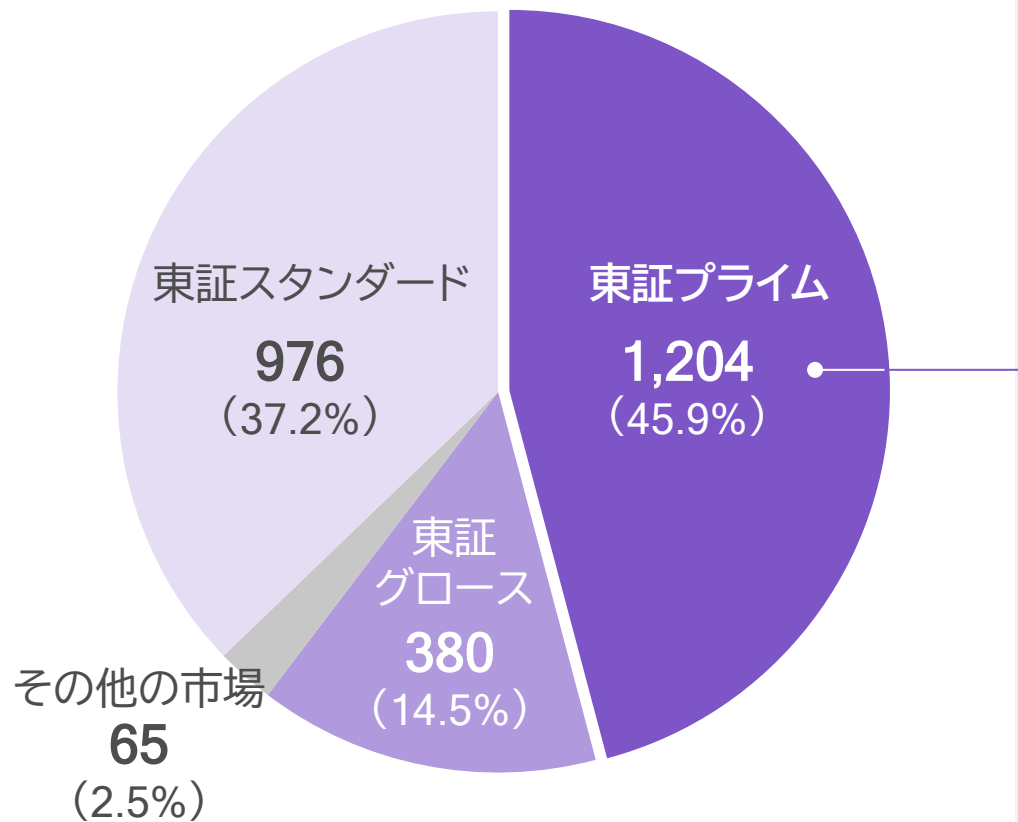
- 大手監査法人とは、有限責任 あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwC Japan有限責任監査法人の4法人をいう。
- 準大手監査法人とは、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人をいう。
- 中小監査法人とは、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査法人をいう。

Q2

関与先の上場区分 (必須回答・単一選択)

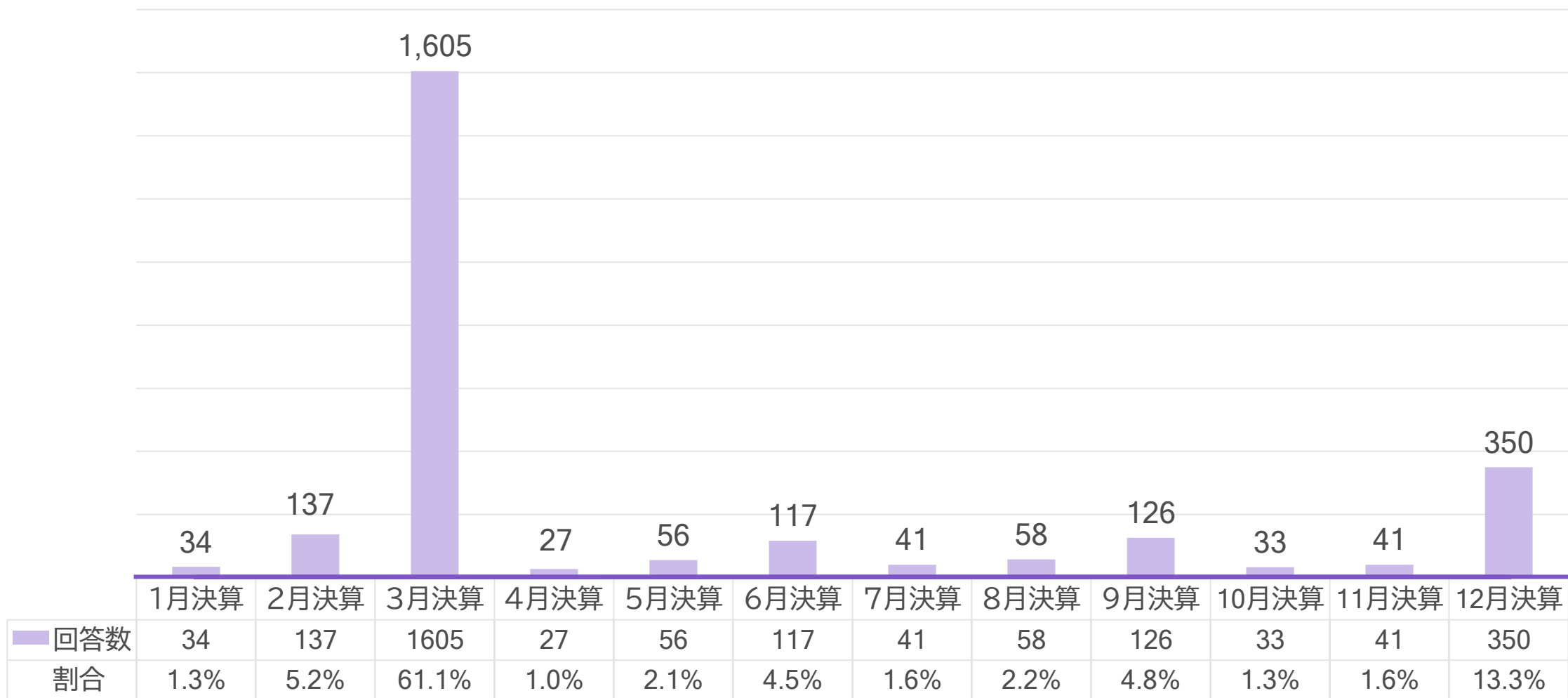
Q3

時価総額 (東証プライムのみ)(必須回答・単一選択)



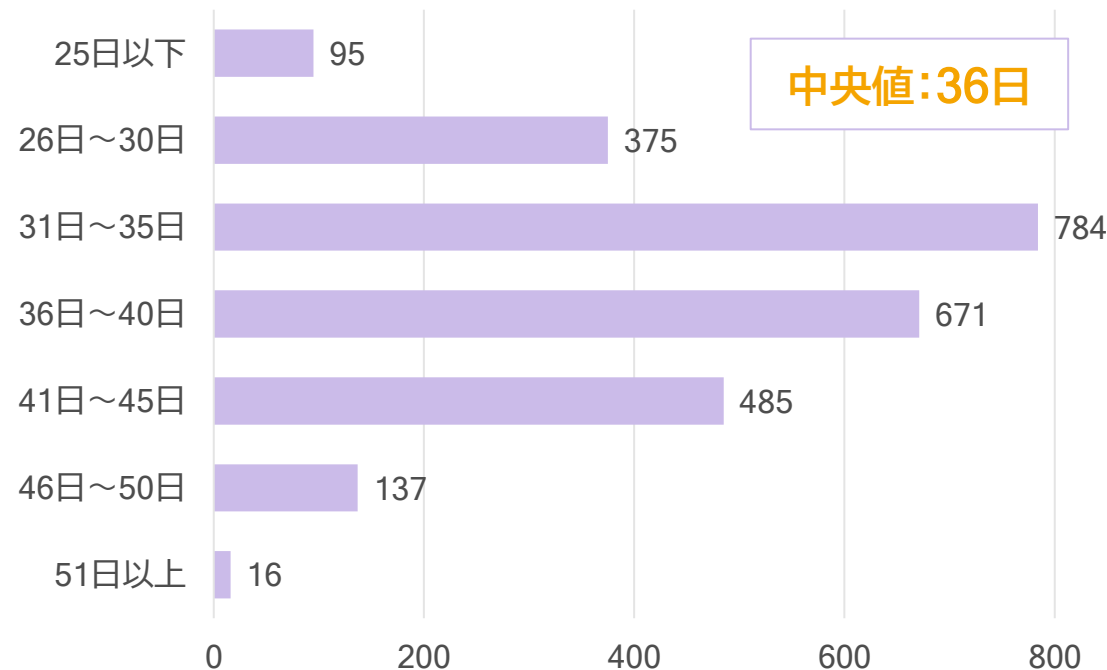
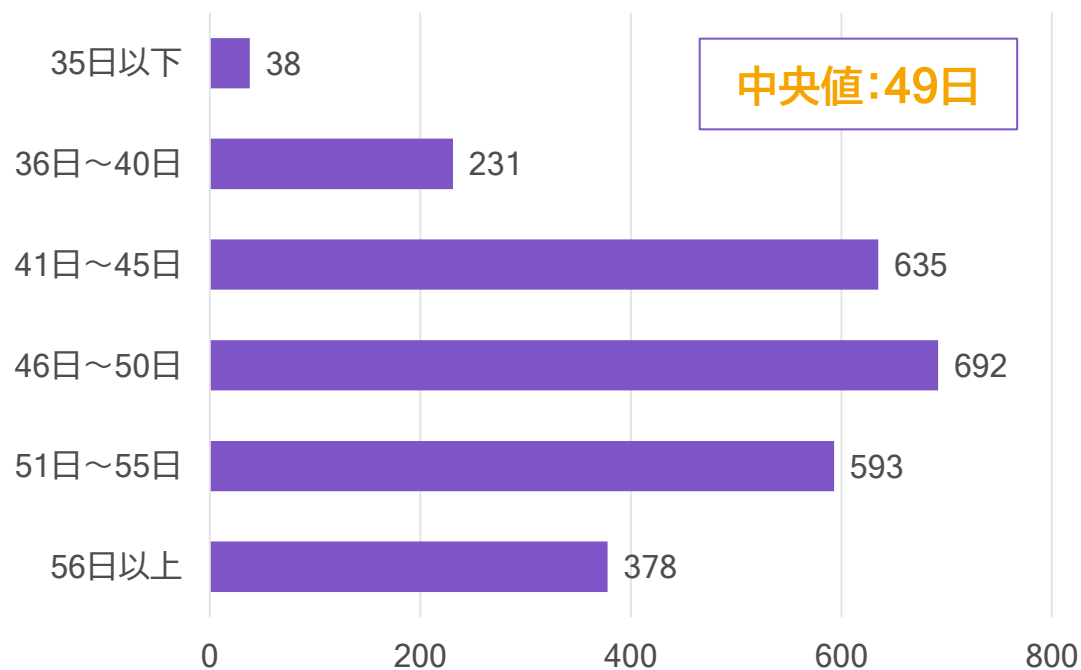
※構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

関与先の決算期 (1月決算～12月決算を選択)(必須回答・単一選択)



決算日～会社監査報告書日～金商法監査報告書日の日数差

【イメージ図】

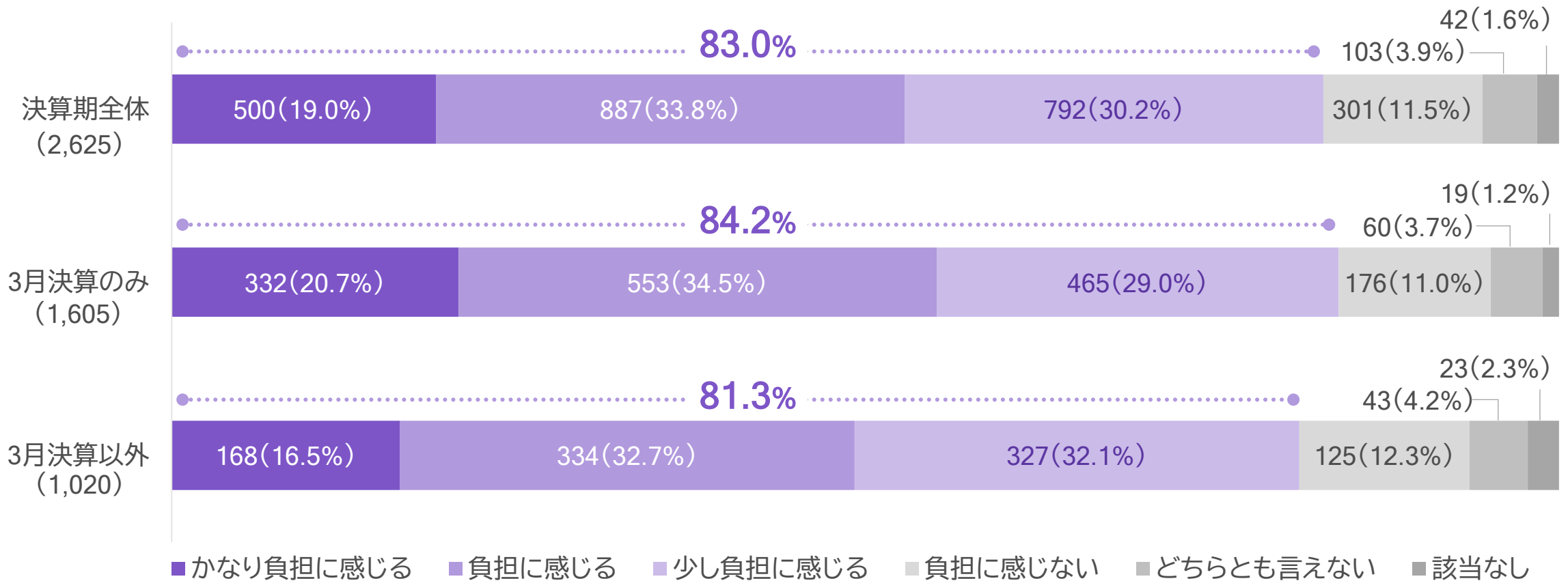


Q7

監査実務への負担感

(直前期の会社法監査日程において、監査時間確保の観点から監査実務の負担度合い)(必須回答・単一選択)

- 現行の会社法監査の日程は約8割の監査チームが負担に感じると回答



Q7「監査実務への負担感」とQ5「決算日～会社法監査意見表明日」のクロス分析

- 監査期間が確保されるほど、「かなり負担に感じる」が減少傾向

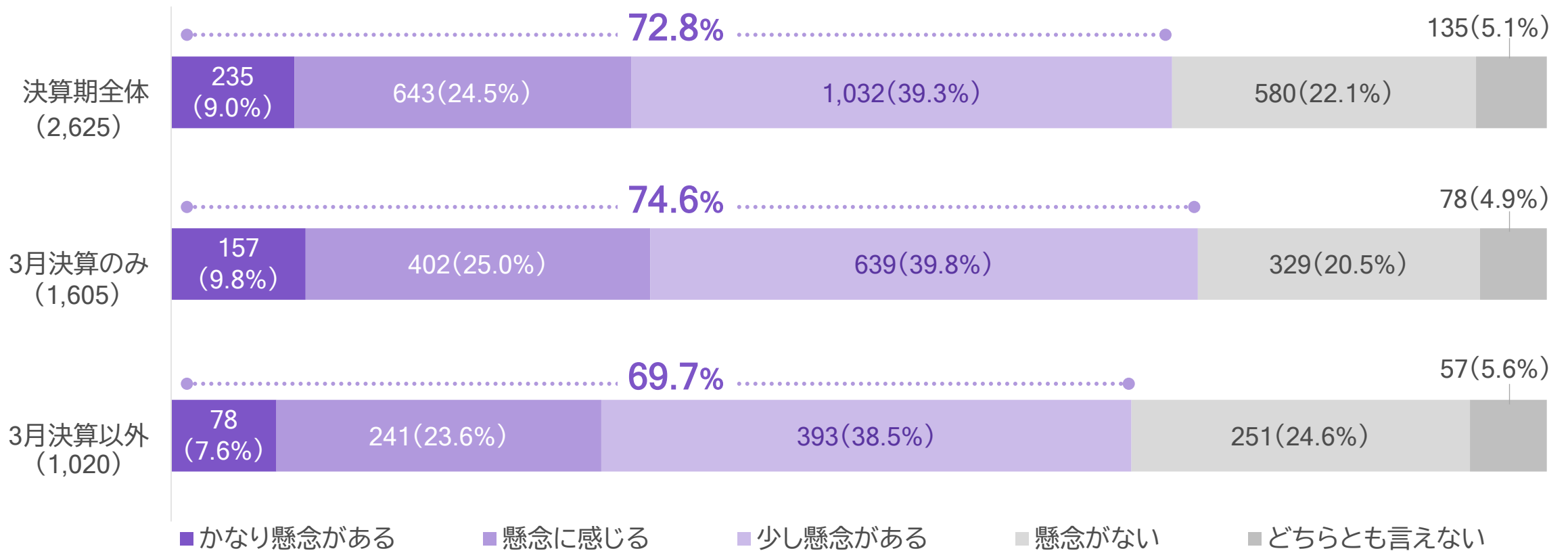
| Q7「監査実務への負担感」 直前期の会社法監査日程において、 監査時間確保の観点から監査実務の負担度合い | Q5「①決算日～②会社法監査意見表明日」 | | | | | | 分析対象外 | 総計 |
|--|----------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-------|
| | 35日以下 | 36～40 | 41～45 | 46～50 | 51～55 | 56以上 | | |
| かなり負担に感じる | 6 (15.8%) | 59 (25.5%) | 134 (21.1%) | 120 (17.3%) | 99 (16.7%) | 70 (18.5%) | 12 | 500 |
| 負担に感じる | 14 (36.8%) | 76 (32.9%) | 230 (36.2%) | 233 (33.7%) | 191 (32.2%) | 118 (31.2%) | 25 | 887 |
| 少し負担に感じる | 11 (28.9%) | 58 (25.1%) | 183 (28.8%) | 238 (34.4%) | 184 (31.0%) | 108 (28.6%) | 10 | 792 |
| 負担に感じない | 2 (5.3%) | 21 (9.1%) | 62 (9.8%) | 73 (10.5%) | 87 (14.7%) | 51 (13.5%) | 5 | 301 |
| どちらとも言えない | 4 (10.5%) | 14 (6.1%) | 19 (3.0%) | 19 (2.7%) | 24 (4.0%) | 21 (5.6%) | 2 | 103 |
| 直前期は該当なし (新規受嘱のため) | 1 (2.6%) | 3 (1.3%) | 7 (1.1%) | 9 (1.3%) | 8 (1.3%) | 10 (2.6%) | 4 | 42 |
| 総計 | 38 | 231 | 635 | 692 | 593 | 378 | 58 | 2,625 |

Q8

監査時間と監査品質への懸念

(現行の会社法監査日程における監査品質への懸念・影響)(必須回答・単一選択)

- 「少し懸念がある」が多数ではあるものの、約7割の監査チームが懸念があると回答

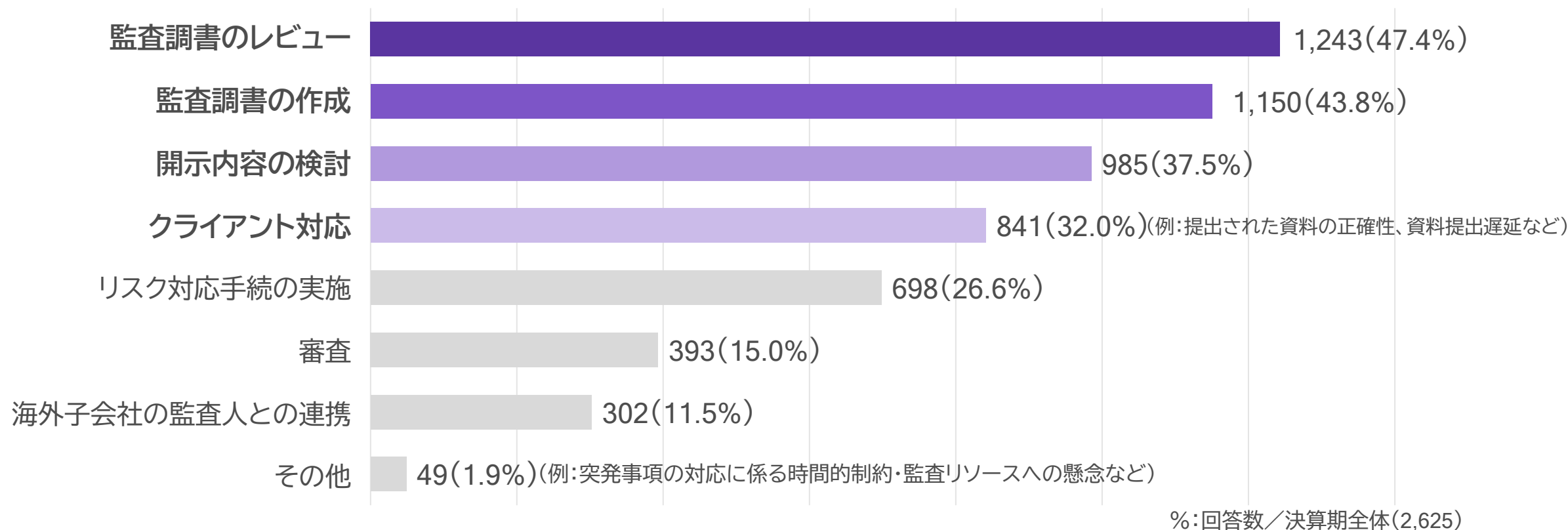


※構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

Q9

Q8(監査時間と監査品質への懸念)の主な懸念領域 (任意回答・複数選択)

- 「監査調書のレビュー」(47.4%)が最多で、「監査調書の作成」(43.8%)が続く
- 「クライアント対応」が32%程度占めており、作成者側の負担も懸念される

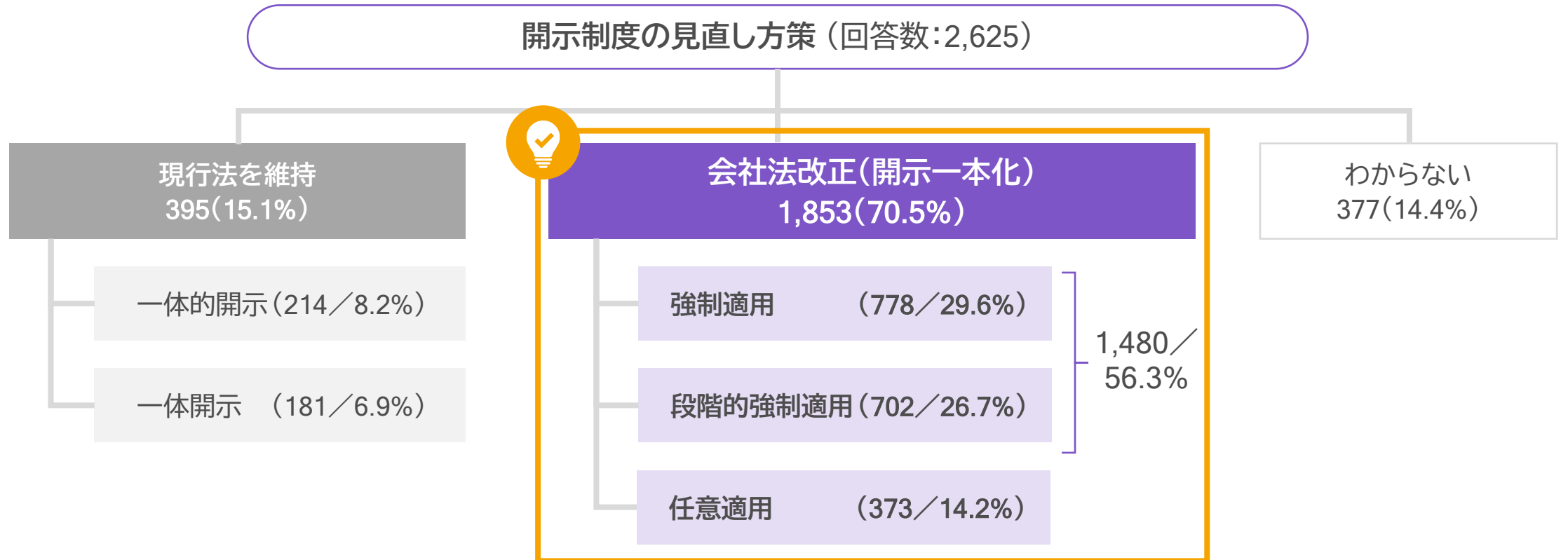


Q10

開示制度の見直しの方策

(あるべき金商法・会社法の開示書類の一本化等の方向性についての意見)(必須回答・単一選択)

- 会社法改正による開示一本化(任意・強制・段階強制)要望が全体の約7割
- 上記のうち多くが強制適用又は段階的強制適用を要望



Q11

Q10(開示制度の見直しの方策)の回答理由(1/2) (任意回答・自由記述)

| Q10の回答内容 | 回答理由(自由記述-主な回答理由(抜粋))※ |
|---|--|
| 会社法改正による 開示一本化 強制適用 | <ul style="list-style-type: none"> 十分な監査期間の確保及び開示書類の重複解消。 適切な監査時間の確保のため、会社法改正により開示を一本化することが良いと考える。また、任意適用とする場合、会社ごとに対応が異なることとなり、監査時間や監査品質に差が生じる可能性があるため、強制適用とすべきである。 企業間での公平な比較可能性を担保できると考える。 |
| 会社法改正による 開示一本化 段階的強制適用 | <ul style="list-style-type: none"> 一本化は望ましいが、すぐに対応するのも困難な面もあるため。 監査時間の確保・企業側の準備時間の確保のため。 任意の場合、会社間での比較の観点からある程度共通のルールで強制適用の方向が良い。 |
| 会社法改正による 開示一本化 任意適用 | <ul style="list-style-type: none"> クライアントの負担及び監査人側の工数が削減することが想定されるので、一体開示に関しては賛成である。しかし、適用初年度の移行における混乱等も想定されることから、強制適用ではなく任意適用として、緩やかな移行を望む。 各企業の実情に合わせた選択肢が多いほうが良いと考えられるため。 |

※自由記述による回答理由のうち主なものを抜粋して掲載しています。
 なお、内容の趣旨を損なわない範囲で、表現の明確化及び軽微な字句修正を行っています。
 本注記の取扱いは、以降のスライドについても同様です。

Q11

Q10(開示制度の見直しの方策)の回答理由 (2/2) (任意回答・自由記述)

Q10の回答内容

現行の法制度下における
一体的開示

(会社法と金商法の各開示制度の
下で開示項目を可能な限り調整)

現行の法制度下における
一体開示

回答理由(自由記述-主な回答理由(抜粋))

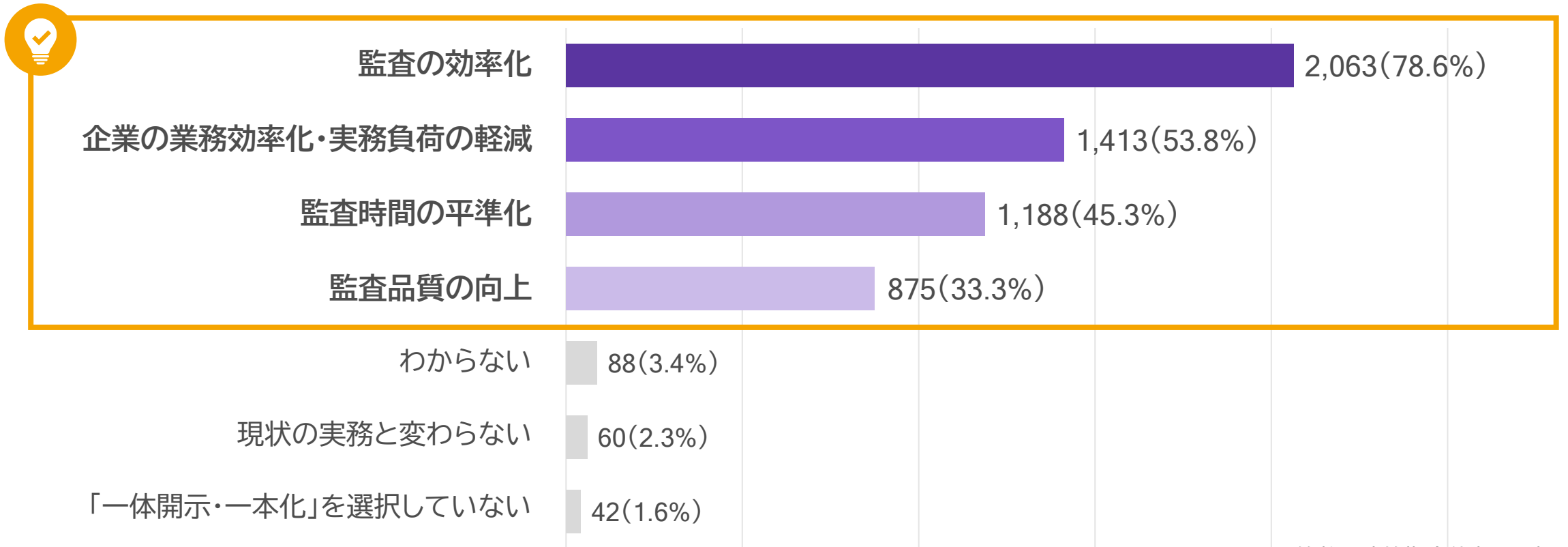
- 会社法と金商法それぞれの法制度の下での開示目的はこれまでの実務の結果であると考えることから、これに対応するこれまでの情報開示項目は維持されるべきだが、**重複する開示内容については統一することが効率的**と考えられるため。
- **株主総会の後ろ倒しはハードルが高い**(関係者、開催時期)と考えられ、議論の進展に注目しつつ、当面は現行制度のもとでの一体的開示が現実的と考える。
- **現行法制度下で目的達成可能であるならば、それが最も効率的**であるから。

Q12

開示制度見直しの監査実務への影響 (任意回答・複数選択)

(Q10において、「現行の法制度下における一体開示」「会社法改正による開示一本化」を選択した場合、監査も一本化されることによる監査実務への影響・期待)

- 開示書類の一本化により監査の効率化につながると期待する意見が約8割
- 作成者側の業務効率化や実務負荷(作成負担)の軽減につながると期待する意見も半数



％:回答数/決算期全体(2,625)

Q13

有報の総会前開示(株主総会の3週間以上前)の実施時期 (必須回答・単一選択)

- 約5割の1,290社が実施に向けて検討している
- 82社(約3%)が当年度に実施予定と回答

有報の総会前開示(株主総会の3週間以上前)の実施時期 (回答数:2,625)



実施予定
1,290 (49.1%)

当年度 (82 / 3.1%)

来年度 (24 / 0.9%)

再来年度 (18 / 0.7%)


将来実施検討 (1,166 / 44.4%)

実施予定なし・その他
1,335 (50.9%)

Q14

Q13において「実施予定」(当年度・来年度・再来年度)を選択した場合、具体的な実施方法 (任意回答・複数選択)

- 「株主総会の議決権基準日変更」は1割弱
- 有報作成時期の前倒しが約8割

| Q13の回答 | 回答数 | Q14選択肢 | 延べ回答数 |
|--|-----|---|-------|
| 当年度(2025年12月31日から2026年12月30日に終了する事業年度に実施予定) | 82 | 全体 | 126 |
| 来年度(2026年12月31日から2027年12月30日に終了する事業年度に実施予定) | 24 | 有報作成時期の前倒し | 103 |
| 再来年度(2027年12月31日から2028年12月30日に終了する事業年度に実施予定) | 18 |  株主総会の議決権基準日変更 | 11 |
| | | 既に実施 | 2 |
| | | その他(自由記述-主な回答: 他社の動向を踏まえ検討等) | 10 |

※任意回答であり、複数選択している場合がある。

回答内容(回答総数233件のうち、主な回答理由(抜粋))

- ① 会社法改正による**開示書類一本化を推進・実現**していただきたい。
- ② 株主総会前開示の義務化に当たり、**企業・監査法人双方の負担を軽減**するため、会社法の**開示書類の一本化**について提言いただきたい。
- ③ **監査品質確保**のため、**監査時間の十分な確保及び株主総会の後ろ倒しと開示書類の一本化**を望む。
- ④ 開示書類の一本化によって、これまでより、開示や監査のスケジュールがタイトにならないよう、**総会スケジュールの改正とそれに沿った総会日後ろ倒しの奨励**、招集通知発送期限の短縮をご検討いただきたい。
- ⑤ 総会前開示の実行性を高めるため、**開示書類や開示項目の簡素化**が進むことを望む。

Q16

会社法における会計監査人の報酬等の決定に関する制度改正要望への賛否 (必須回答・単一選択)

Q17

Q16の回答理由 (任意回答・自由記述)

・監査役等※に同意権ではなく、決定権を付与するよう改正すべきかどうかについての賛否を質問した。 ※監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会

| Q16:選択肢 | 回答数 | 割合 | Q17:回答理由(自由記述:主な回答理由(抜粋)) |
|-------------|-------|-------|--|
| 全体 | 2,625 | - | - |
| 制度改正に賛同する | 1,484 | 57.5% | <p><回答総数:724件></p> <ul style="list-style-type: none"> ガバナンスを担う立場の監査役が本来、報酬決定権をもつべきと考えられるため。 会計監査人のガバナンスの機能向上のためには執行側の経営者ではない機関が報酬決定する制度が有益である。経営者は計算書類等を作成し監査を受ける立場であるので、当該経営者が会計監査人の監査報酬を決定することは、利益相反を生じさせる可能性があり、会計監査人の独立性に重要な影響を与えることも考えられる。 |
| 制度改正する必要はない | 1,141 | 43.5% | <p><回答総数:499件></p> <ul style="list-style-type: none"> 現状で経営者と監査役共に同意する必要がある、共に了解することが実務上適正と考えられ、実質的に改正の効果はあまりないと考えられるため。 予算の決定権・執行権は経営者にあり、監査役に監査報酬の決定権を付与するのは無理があると思う。会社のガバナンス・責任の所在が不明瞭になると思われる。 監査役に報酬等の決定権限を付与することでガバナンスの強化が図られる可能性があると考えられる一方で、監査役等に報酬決定をするための十分な財務・会計的な知見が備わっていないケースがあること(監査役等の専門性の不備)が想定されるため。 |

1

アンケート調査の実施概要

2

アンケート調査結果の詳細

- 監査法人(監査チーム単位)

3

アンケート調査結果の詳細

- 公認会計士社外役員ネットワーク(正会員):個人単位

- 組織内会計士ネットワーク(正会員):個人単位

Q1

回答者の役職等 (必須回答・単一選択)

| 社外 | | | |
|--------------------------------|-----|-------|--|
| 選択肢 | 回答数 | 割合 | |
| 全体 | 414 | - | |
| 監査役・取締役監査委員・取締役監査等委員(以下「監査役等」) | 354 | 85.5% | |
| 上記以外の社外取締役 | 44 | 10.6% | |
| その他 | 16 | 3.8% | |

| 組織内 | | | |
|---|------|-------|--|
| 選択肢 | 回答数 | 割合 | |
| 全体 | 188※ | - | |
| 社外取締役 | 6 | 3.2% | |
| 経理財務担当取締役、執行役員、CFO等(他の業務を兼務している場合も含む。) | 39 | 20.7% | |
| 上記以外の経理部長、課長、グループリーダー等(他の業務を兼務している場合も含む。) | 64 | 34.0% | |
| 経理担当者(他の業務を兼務している場合も含む。) | 41 | 21.8% | |
| その他:IR担当者・IPO担当・内部監査及び内部統制評価責任者等 | 38 | 20.2% | |

※回答総数(232名)のうち、監査役等(44名)を除いた188名を分析対象としている。

Q2

関与先の上場区分

Q3

時価総額

| 社外 | | |
|------------------|-----|-------|
| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
| 全体 | 414 | - |
| 東証プライム(時価総額記載省略) | 193 | 46.6% |
| 東証スタンダード | 98 | 23.7% |
| 東証グロース | 38 | 9.2% |
| その他の市場 | 13 | 3.1% |
| 非上場 | 72 | 17.4% |

| 組織内 | | |
|------------------|-----|-------|
| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
| 全体 | 188 | - |
| 東証プライム(時価総額記載省略) | 92 | 48.9% |
| 東証スタンダード | 18 | 9.6% |
| 東証グロース | 12 | 6.4% |
| その他の市場 | 3 | 1.6% |
| 非上場 | 63 | 33.5% |



Q4

有報の総会3週間前開示を推進した方がよいか (必須回答・単一選択)

Q5

Q4の回答理由 (任意回答・自由記述)

- ・有報の総会3週間前開示には、以下の利点があると言われていますが、推進した方がよいと思いますか。
- ・企業と株主及び投資家との建設的な対話の促進、投資家への情報開示の促進による日本資本市場の評価向上、事業報告等との一体開示の一体化・一本化が可能

| 回答主体 (全体) | 選択肢/回答数 (回答率) | Q5:回答理由(主な回答理由(抜粋)) |
|--------------|---|---|
| 社外 (414) |  そう思う。 248(59.9%) | <ul style="list-style-type: none"> 我が国の長年の課題である会社法との関係を解決し、国際的に日本の上場企業の投資価値を高めるチャンスであり決断実行すべき。 会社法と金商法の開示の一本化による業務負担の軽減化・業務効率化。 企業と株主及び投資家との建設的な対話の促進。 |
| | そう思わない。 105(25.4%) | <ul style="list-style-type: none"> 有報の開示項目が広範囲になる中で、開示体制が十分でないため。 投資家の大半が有報を読み込んで理解してから、議案の可否を決定しているとは感じず、必要性を感じない。 |
| | わからない。 61(14.7%) | <ul style="list-style-type: none"> メリット・デメリットの評価が現時点で不明だから。 決算短信、会社法開示等との整理を含めて検討すべきで、有報のみ早期開示とすることだけでは判断できない。 |
| 組織内 (188) |  そう思う。 79(42.0%) | <ul style="list-style-type: none"> 財務情報等の作成者側である企業にとっても、監査を実施する公認会計士側にとっても、金商法・会社法の決算開示書類を統一することは業務の効率化につながる。ただし、現状の開示スケジュールではそれぞれ負荷が増すだけであり、賛成できない。株主総会の開催時期を柔軟にするなどの方策が併せて議論されるべきと思う。 |
| | そう思わない。 74(39.4%) | <ul style="list-style-type: none"> 総会前に開示することは良いと思うが、3週間前の開示とすべきかについては疑問があり、さらに、現行の開示事項を前提としたままで当該開示を進めることには反対である。何故ならば、開示時期を早期化することは、事業会社の開示担当及び監査法人の監査チームの業務に負荷がかかるため、昨今の業務平準化の傾向から大きな問題があるからである。 有報は、事業報告に比べてボリュームが圧倒的に多く、現状の開示内容は維持される(又は拡充される)ことを前提とすると、監査対応の時間も含めて考えれば、時間軸的に現実的ではない。 |
| | わからない。 35(18.6%) | <ul style="list-style-type: none"> 短信や決算説明会資料等で十分であり、有報記載の詳細な情報がそれほど読み込まれているとは思われない。 |

Q6

監査役等に就任されている会員への設問 (必須回答・単一選択)

Q7

Q6の回答理由 (任意回答・自由記述)

・現行の会社法監査日程における外部会計監査人とのコミュニケーションも含めた監査役監査の負担度合い

| Q6:選択肢 | 回答数 | 割合 | 社外 | |
|-------------|-----|-------|--|--|
| | | | Q7:回答理由(主な回答理由(抜粋)) | |
| 全体 | 414 | - | | |
| かなり負担に感じる。 | 15 | 3.6% | | |
| 負担に感じる。 | 45 | 10.9% | | |
| 少し負担に感じる。 | 88 | 21.3% | | |
| 負担に感じない。 | 190 | 45.9% | <ul style="list-style-type: none"> 必要な情報について適時にコミュニケーションを取ることが重要であるため、特に負担とは思っていない。 現在、適時に監査法人と決算監査報告会をオンラインで開催していただいております、負担とは思わない。 会計監査人とのコミュニケーションも含めて、監査役等の監査は年間を通じて平準化して行われており、負担を感じるほどではない。 | |
| どちらとも言えない。 | 15 | 3.6% | <ul style="list-style-type: none"> 会社の対応状況に依存するところが大きく、年度や会社の状況によっても日程的な負担は異なるため、何とも言えない。 | |
| わからない | 15 | 3.6% | <ul style="list-style-type: none"> 監査役の実任範囲がやや不明確だと感じるため。 | |
| 「監査役等」ではない。 | 46 | 11.1% | | |

Q8

有報の総会3週間前開示の実現方法 (必須回答・単一選択)

Q9

Q8の回答理由 (任意回答・自由記述)

・決算日後3か月以内の総会開催の慣習を維持したままでの有報の総会3週間前開示の実現の可能性

社外

Q8:選択肢

回答数

Q9:回答理由(主な回答理由(抜粋))

全体

414

-



現在の体制での実現は困難である。

196
(47.3%)

- ・ 企業、監査法人の双方で人的リソースの制約があり、対応は困難と思われる。
- ・ 現在の株主総会の日程(決算日から3か月後)の日程を続ける限り、被監査会社、監査法人ともに負担が多くなると思う。
- ・ 会社法と金商法との2本立てになっていることで、実務部門に相応の重複が生じており、現行のスケジュールのままでは、情報の正確性を確保することが困難な状況であると思う。

日程の見直しにより現在の体制で実現できる。

48
(11.6%)

- ・ 基準日を改定し、総会の後ろ倒しをしないと厳しい。そこが変われば現在の体制で実現できると思う。

業務の改善により現在の体制で実現できる。

38
(9.2%)

- ・ 実際にできている会社があり、会社の業務改善による考えられるため。
- ・ 有報の多くのパートが前年からデータを更新すれば良いものであり、そこにAIなどを活用すれば自動化可能な余地が多い。

被監査会社の対応次第で実現できる。

60
(14.5%)

- ・ 会社の負担などを考えると株主総会の開催時期(たとえば4か月内など)の検討も併せて、会社法と金商法の一体化を図るのがより適切。
- ・ 子会社を含む経理の体制強化は必要。

どちらとも言えない。

57
(13.8%)

- ・ まだ検討段階のため。
- ・ 日程の見直しや業務プロセスの改善で対応は可能かもしれないが、総会を後ろ倒しできる仕組みとのセットで実現したほうが良い。

その他(自由記述)

15
(3.6%)

- ・ 有価証券報告書の開示項目の増加、開示内容の複雑化が進んでいる。今後サステナビリティ情報の保証などが検討されており、ますます複雑化することを危惧している。

Q8

有報の総会3週間前開示の実現方法 (必須回答・単一選択)

Q9

Q8の回答理由 (任意回答・自由記述)

・決算日後3か月以内の総会開催の慣習を維持したままでの有報の総会3週間前開示の実現の可能性

組織内

Q8:選択肢

回答数

Q9:回答理由(主な回答理由(抜粋))

全体

188

-

現在の体制での実現は困難である。

111
(59.0%)

- ・ 経理部の体制の脆弱さ、経理部員の確保の困難さ、監査日程の確保の困難。
- ・ 経理部門及び開示関係者の更なる負担、労働環境悪化が見込まれ非現実的。
- ・ 実務レベルでのスケジュール上、会社側も監査法人側も負担が大きいのと思われるから。
- ・ 上場企業の経理担当役員をしてきたが、非財務情報や英文開示含めて、やるべきことが増えている中、ワークライフバランスを保ちながら、上記を実現するオペレーションは実現不可能だと思う。今でさえ、45時間超の残業、休日出勤が当たり前になっている現場をもう少し理解すべき。
- ・ やるなら、大幅に開示情報を削減する見直しをすべきだと思う。
- ・ 総会の開催時期、その基準日の見直しが必要と考える。

日程の見直しにより現在の体制で実現できる。

21
(11.2%)

- ・ 有報の情報量が多いため、現在の体制では作成は可能であるが、監査まで終了させる体制を構築することは困難である。基準日制度を活用する、会計監査側の体制・日程を見直す等の対策を取り、総会を決算日の3か月以内というスケジュールを見直すことが可能であれば、対応できるのではないかと考える。

業務の改善により現在の体制で実現できる。

12
(6.4%)

- ・ 会社法と有報の一元化並びに、有価証券報告書の記載事項の見直しによる記載の減少があれば業務の改善と他部署との連携の見直しにより対応可能と考える。

被監査会社の対応次第で実現できる。

4
(2.1%)

- ・ 現在も概ねは作成手続が完了しているため。

どちらとも言えない。

30
(16.0%)

- ・ 有報の内容を簡素化すれば可能と考える。(現状の有報はボリュームが多すぎると思う)

その他

10
(5.3%)

-

Q10

現行の二元的な開示及び外部会計監査人監査に対する認識

(必須回答・複数選択)

| 社外 | | |
|------------------------------|-----|-------|
| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
| 全体 | 550 | - |
| 開示及び監査業務の効率性に懸念がある。 | 221 | 40.2% |
| 会社法の開示が早いことによる開示の量及び質に懸念がある。 | 115 | 20.9% |
| 開示情報の整合性に懸念がある。 | 104 | 18.9% |
| 会社法の開示が早いことによる監査品質に懸念がある。 | 85 | 15.5% |
| その他 | 25 | 4.5% |

| 組織内 | | |
|------------------------------|-----|-------|
| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
| 全体 | 96 | - |
| 開示及び監査業務の効率性に懸念がある。 | 20 | 20.8% |
| 会社法の開示が早いことによる開示の量及び質に懸念がある。 | 22 | 22.9% |
| 開示情報の整合性に懸念がある。 | 19 | 19.8% |
| 会社法の開示が早いことによる監査品質に懸念がある。 | 16 | 16.7% |
| その他 | 19 | 19.8% |

Q11

Q10の回答理由(任意回答・自由記述)

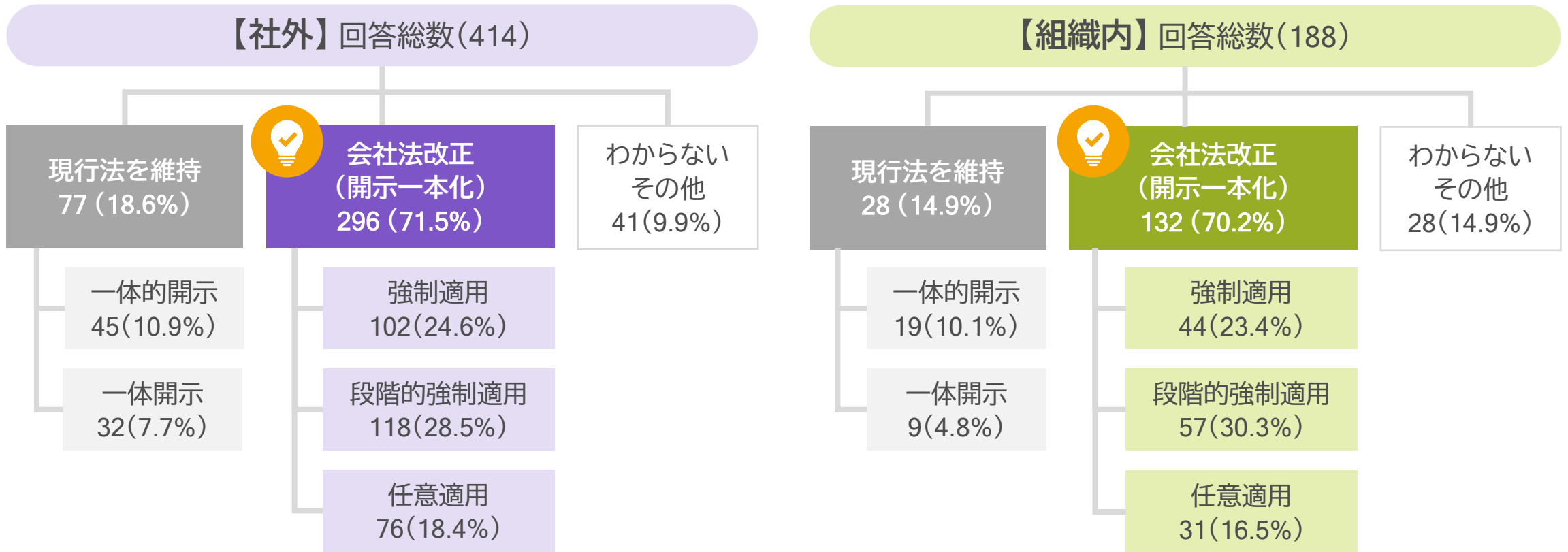
| 項目(回答項目を要約) | 社外 | 組織内 | 主な回答理由(抜粋) |
|------------------------------|------|-----|--|
| 開示及び監査業務の効率性に懸念がある。 | 159件 | 81件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 二重開示による無駄な作業、人的リソースの浪費 ・ 会社法と金商法の内容重複、整合性確保の負担 ・ 監査スケジュールの過密化 ・ 一体化・一本化による効率化が必要 ・ 実務負担に見合う効果が不明 |
| 開示情報の整合性に懸念がある。 | 53件 | 23件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法と金商法で開示時期・内容が異なる問題 ・ 後発事象やKAMの記載に格差 ・ 情報の不整合によるリスク |
| 会社法の開示が早いことによる開示の量及び質に懸念がある。 | 50件 | 20件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間での開示は内容の充実度が低下 ・ 十分な検証時間が確保できない ・ 形式的な開示になるリスク |
| 会社法の開示が早いことによる監査品質に懸念がある。 | 30件 | 14件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査時間の短縮による品質低下の懸念 ・ 十分な監査手続の実施困難 ・ 監査リスクの増大 |
| 懸念なし・特になし | 6件 | 5件 | 現行制度で問題ない、特に懸念を感じない |

Q12

開示制度の見直しの方策




(あるべき金商法・会社法の開示書類の一本化等の方向性についての意見)(必須回答・単一選択)




- 社外・組織内においても会社法改正による開示一本化(任意・強制・段階強制)が全体の約7割
- 上記のうち多くが強制又は段階的強制を要望



Q13 Q12 の回答理由 (1/2) (任意回答・自由記述)


社外役員の回答

| Q12:選択肢 | 社外 | Q13:主な回答理由(抜粋) |
|---|----------------|---|
| 全体 | 414 | - |
| 現行の法制度下における一体的開示 (会社法と金商法の各開示制度の下で 開示項目を可能な限り調整) | 45 (10.9%) | <ul style="list-style-type: none"> ● 法制度の改正には時間がかかるのでファースト・ステップとして現行法下で調整が早い。 |
| 現行の法制度下における一体開示 | 32 (7.7%) | <ul style="list-style-type: none"> ● 制度の実施時期や実現可能性から良いと思われる。 |
|  会社法改正による開示一本化 強制適用 | 102 (24.6%) | <ul style="list-style-type: none"> ● 日本企業特有の業界の横並び体質を考慮すれば、極力会社側に選択の余地は残すべきではないと考える。 ● 強制適用により企業間比較が行いやすくなる。それ以外の開示については各社が独自に取り組めばよい。 |
|  会社法改正による開示一本化 段階的強制適用 | 118 (28.5%) | <ul style="list-style-type: none"> ● 比較可能性を確保するため強制適用としつつ、各社の対応力に配慮してタイミングは任意とする。 ● 企業の対応能力は様々であるため、段階的に統一化が望ましい。 ● 急激な制度変更により生じる会社の開示実務の負担を軽減する必要がある。 |
|  会社法改正による開示一本化 任意適用 | 76 (18.4%) | <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の開示実務に対するスタンスは様々であると思われるため、任意適用が望ましいのではないかと。 ● 会社側の負担の増加もあるので当面は任意適用とした方がよい。 ● 任意適用であっても市場の評価により適用に向かう企業が出てくると思われるため。 |

| Q12:選択肢 | 組織内 | Q13:主な回答理由(抜粋) |
|---|---------------|---|
| 全体 | 188 | - |
| 現行の法制度下における一体的開示 (会社法と金商法の各開示制度の下で 開示項目を可能な限り調整) | 19 (10.1%) | <ul style="list-style-type: none"> 重複した開示を削減することで投資家としても「これを見れば網羅的だ」となる書類一本にすべき。 情報価値の低い開示項目の見直しも必要である。 |
| 現行の法制度下における一体開示 | 9 (4.8%) | <ul style="list-style-type: none"> 書類が1つになれば、企業側の工数、監査工数の双方がスリム化され、結果、早期化も可能となるし、投資家も必要な情報を拾いやすくなる。 |
|  会社法改正による開示一本化 強制適用 | 44 (23.4%) | <ul style="list-style-type: none"> 任意適用や一体的開示では企業ごとに開示する書類が異なることになり、比較可能性に問題があると思う。法令改正により計算書類と有価証券報告書の開示を一本化して強制適用とすることで比較可能性の確保と効率化の両方が実現できると思う。 強制しないと日本の会社は変わらない。法改正で、総会スケジュールを強制的に後ろ倒しにしないと経理部や監査法人の現場が短縮対応を求められ、疲弊やミス、監査の品質低下となる。 |
|  会社法改正による開示一本化 段階的強制適用 | 57 (30.3%) | <ul style="list-style-type: none"> 基本的には開示一本化は望ましいと思うが、会社の状況によっては開示一本化に対応できない会社が出てくる可能性もある。ただし、開示制度が統一されていないことのデメリットは大きいと思うので、段階的に強制適用とすることが望ましいと考える。 |
|  会社法改正による開示一本化 任意適用 | 31 (16.5%) | <ul style="list-style-type: none"> 投資家からの評価を含め、企業として対応を決めればよいと思う。一本化しなくても対応できる企業は対応すればよいし、これをしない(できない)ことにより投資家からの評価が低下するとしても、それを受け入れるならばそれで問題ないのではないか。 |

Q14

開示制度見直しの監査実務への影響(必須回答・複数選択)

| 項目(回答項目を要約) 全体 | 社外役員 | 組織内 |
|--|----------------|---------------|
| 監査品質の向上 | 722 (9.6%) | 92 (19.6%) |
| 監査期間の確保による監査時間の平準化 | 99 (13.7%) | 16 (17.4%) |
|  開示書類が1つになることによる監査の効率化 | 310 (42.9%) | 26 (28.3%) |
| 企業側にメリットがあると思う。 (業務効率化・実務負荷(作成負担)の軽減) | 22 (3.0%) | 6 (6.5%) |
| 現状の実務と変わらない。 | 194 (26.9%) | 22 (23.9%) |
| わからない。 | 13 (1.8%) | 1 (1.1%) |
| その他(自由記述)「一体開示・一本化」を選択していない。 | 15 (2.1%) | 3 (3.3%) |

Q15

有報の総会3週間前開示に関する監査人とのコミュニケーションの状況

(必須回答・複数選択)

| Q15:選択肢 | 社外 | 組織内 |
|----------------|--------------|----------------|
| 全体 | 414 | 188 |
| 協議・意見交換をしている。 | 124 (30%) | 55 (29.3%) |
| 協議・意見交換をしていない。 | 290 (70%) | 133 (70.7%) |

Q16

有報の総会前開示(株主総会の3週間以上前)の実施時期 (必須回答・単一回答)

社外役員への回答

Q17

Q17:Q16において、「実施予定」を選択した場合、具体的な実施方法(任意回答・複数選択)

| Q16:選択肢 | 回答数 | 割合 |
|--|-----|-------|
| 全体 | 414 | - |
| 当年度(2025年12月31日から2026年12月30日に終了する事業年度に実施予定) | 21 | 5.1% |
| 来年度(2026年12月31日から2027年12月30日に終了する事業年度に実施予定) | 13 | 3.1% |
| 再来年度(2027年12月31日から2028年12月30日に終了する事業年度に実施予定) | 20 | 4.8% |
| 実施時期は未定だが将来実施を検討している。 | 180 | 43.5% |
| 当面実施する予定はない。 | 180 | 43.5% |

| Q17:選択肢 | 延べ回答数 | 割合 |
|---------------|-------|-------|
| 全体 | 55 | - |
| 有報作成時期の前倒し | 40 | 72.7% |
| 株主総会の議決権基準日変更 | 5 | 9.1% |
| 決算期の前倒し | 1 | 1.8% |
| その他(未回答等) | 9 | 16.4% |



※任意回答であり、複数選択している場合がある。

Q16

有報の総会前開示(株主総会の3週間以上前)の実施時期 (必須回答・単一回答)

組織内会計士の回答

Q17

Q17:Q16において、「実施予定」を選択した場合、具体的な実施方法(任意回答・複数選択)

| Q16:選択肢 | 回答数 | 割合 |
|--|-----|-------|
| 全体 | 188 | - |
| 当年度(2025年12月31日から2026年12月30日に終了する事業年度に実施予定) | 10 | 5.3% |
| 来年度(2026年12月31日から2027年12月30日に終了する事業年度に実施予定) | 2 | 1.1% |
| 再来年度(2027年12月31日から2028年12月30日に終了する事業年度に実施予定) | 3 | 1.6% |
| 実施時期は未定だが将来実施を検討している。 | 56 | 29.8% |
| 当面実施する予定はない。 | 117 | 62.2% |



| Q17:選択肢 | 延べ回答数 | 割合 |
|---------------|-------|-------|
| 全体 | 15 | - |
| 有報作成時期の前倒し | 12 | 80.0% |
| 株主総会の議決権基準日変更 | 1 | 6.7% |
| 決算期の前倒し | 0 | 0% |
| その他 | 2 | 13.3% |

※任意回答であり、複数選択している場合がある。

社外役員 (回答総数157件のうち、主な回答理由(抜粋))

- ① 会社法と金商法による**開示の一本化**について、積極的な意見発信をしていただきたい。
- ② 開示の一本化を中心に、国内実務の負担を増やさず、海外投資家への説明力を高める方向で制度設計を進めていただきたい。**監査スケジュールへの影響に配慮しつつ、任意適用の柔軟性を確保した形が望ましい。**
- ③ 総会前開示にあたっては、会社の開示担当者や**監査担当者の負担削減、効率化の重要性**について、開示現場を知る協会としては強調していただきたい。
- ④ **基準日と株主総会の後ろ倒し**を先に実施することを前提とした法改正を行うべきである。
- ⑤ 有報の総会前開示は導入すべきだが、**株主総会の日程の見直し(後ろ倒し)**が必要である。
- ⑥ 東証の任意開示としながらも非常に負担のある、証券取引所における決算短信の開示に関しても、併せて議論して頂きたい。

組織内会計士 (回答総数67件のうち、主な回答理由(抜粋))

- ① 会社法と金商法の開示の一体化・一本化による業務の効率化を実現してほしい。
- ② 開示制度の実務上の課題を踏まえ、協会におかれては、会社法・金融商品取引法に基づく二元的な開示・監査の見直しについて、開示一本化を最終的な方向性としつつ、段階的な強制適用を前提とした現実的な制度設計を政府に要望いただきたいと考える。特に、企業規模や実務負荷に配慮した移行措置や十分な準備期間を確保することにより、開示の信頼性・整合性の向上と実務の安定的運用の両立が図られるよう、業界横断の意見集約と具体的な制度提案を期待する。
- ③ 監査法人側の意見にも増して、企業実務への影響に関する調査を重視していただきたい。一本化する発想自体は効率化なのだが、実務的に作業負荷が減らなければ企業側は前向きになれない。
- ④ 総会の後ろ倒しをせずに、3週間以上前の開示は現実味がない。

Q19 会社法における会計監査人の報酬等の決定に関する制度改正要望への賛否 (必須回答・単一回答)

Q20 Q19の回答理由 (1/2) (任意回答・自由記述)

社外役員の回答

| Q19:選択肢 | 回答数 | 割合 | Q20:回答理由(自由記述:主な回答を抜粋) |
|-------------|-----|-------|--|
| 全体 | 414 | - | - |
| 制度改正に賛同する | 191 | 46.1% | <ul style="list-style-type: none"> ● 監査役等は会社の機関ではあるがガバナンスを担う立場であるため、経営者等の執行側から監査役等に決定権を移すことは会計監査人の独立性強化に資するものであると思料する。 ● 実務的には、監査役会や監査等委員会には社外役員として会計士が就任している場合が多く、監査計画や監査報酬等の妥当性を判断出来る場合が多い。また、業務執行サイドではない非業務執行側に決定権限を与えるのが独立性の上でも妥当と思われる。 |
| 制度改正する必要はない | 223 | 53.9% | <ul style="list-style-type: none"> ● 会社がコストの決定権を持っているのは自然である。現状でも監査役等の同意が必要であるため、牽制機能は働いていると考える。 ● 監査契約行為は会社の執行業務であることとの整合性を図るべき。 ● 現行制度においても、監査役等は会計監査人の報酬等の決定に相当程度関与しており、制度趣旨の実効性は保たれていると考えるため。 |

Q19 会社法における会計監査人の報酬等の決定に関する制度改正要望への賛否 (必須回答・単一回答)

Q20 Q19の回答理由 (2/2) (任意回答・自由記述)

組織内会計士の回答

| Q19:選択肢 | 回答数 | 割合 | Q20:回答理由(自由記述:主な回答を抜粋) |
|-------------|-----|-------|---|
| 全体 | 188 | - | - |
| 制度改正に賛同する | 83 | 44.1% | <ul style="list-style-type: none"> ● 会計監査人と経営者との間の独立性がより担保されると考えられるため。 ● 監査を受ける経営者側が報酬を決定すれば、ねじれが発生してしまう。また、監査法人は監査役監査の一部を担っており、監査役が業務を委託する意味合いもあるので、監査役で報酬は決定すべきと思う。 ● 理想論として賛成する。形式的には整えられると思うが、実質が担保されるかは疑問が残る。例えば、監査報酬について、有価証券報告書上開示対象となっているが、上記の監査報酬決定の過程まで開示させる又は監査時間まで開示させる等で実質が担保されるのではないかと考える。 |
| 制度改正する必要はない | 105 | 55.9% | <ul style="list-style-type: none"> ● 会計監査人の選任や報酬決定は業務執行の側面が強く、監査役が決定することは妥当とは思えない。監査役役割から考えて、現状の同意権というのが適切と考える。 ● 独立性に関しては、監査役等が十分に機能しているのであれば、同意権で経営者への牽制は可能である。一方、会社が支払うべきコストの決定権が、執行ではない者にあるのが問題になるのではないかと考える。 ● 法整備しても、実質は代表取締役の意思、取締役会での決定によるところが大きい。 |

| 用語 | 定義 |
|-------------------|---|
| 「登録上場会社等監査人」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 上場会社等監査人名簿への登録を受け、金融商品取引法第193条の2に基づく監査証明業務を行う資格を有する監査法人又は公認会計士を指す。 |
| 「公認会計士社外役員ネットワーク」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社外取締役及び社外監査役に現在就任している公認会計士、及び就任することを目指す公認会計士を対象として、日本公認会計士協会が設置・運営するネットワーク組織を指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正会員 : 上場会社等社外役員会計士である者 ・ 賛助会員: 社外役員会計士の職務に関心がある者 |
| 「組織内会計士ネットワーク」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 会社その他の法人又は行政機関に雇用され、又はその業務に従事している公認会計士(組織内会計士)を支援するために、日本公認会計士協会が設置・運営するネットワーク組織を指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正会員 : 組織内会計士である者 ・ 賛助会員: 組織内会計士の業務に関心がある者 |
| 「一体開示」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 有報と事業報告等を一体の書類として作成・開示することを指す。 |
| 「一体的開示」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 有報と事業報告等の記載内容・項目を可能な範囲で共通化することを指す。 |
| 「開示一本化」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 有報を開示した上場会社は事業報告等を作成する義務を負わないとすることを指す。 |

